

## 平成29年度第2回鹿児島県障害者自立支援協議会 議事要旨

### 1 開催日時

平成30年2月5日（月）午後2時から午後4時15分まで

### 2 場所

鹿児島県庁行政庁舎会議室 14-土-1

### 3 出席者

- ・委員 19名中13名
- ・事務局 障害福祉課長，障害福祉課長補佐ほか

### 4 議事録

#### (1) 定足数の確認

本日の協議会の出席者については，福迫委員，荒木委員，上國料委員，高崎委員，惠島委員，上高原委員を除く13名が出席し，定数19名の過半数以上が出席（1名代理）

#### (2) 協議事項

ア 県障害者自立支援協議会の運営等について

##### 【事務局】

（資料2を説明）

##### 【委員】

配置型の県内アドバイザーについて，鹿児島県相談支援ネットワーク会議の方々の御協力がいただけるとのことで大変ありがたい。自立支援協議会の活性化に向けて，是非御協力をお願いしたい。

協議会が積極的に開催されている薩摩川内市は，事務局を基幹相談支援センターが担っており，行政や基幹相談支援センター，児童発達支援センター等と連携してこども部会等の部会も運営されるなど，基幹相談支援センターが良い役割を担っている。4ページに基幹相談支援センターの設置が謳われているが，設置がなかなか進まない市があるので，県としてバックアップが必要。

##### 【事務局】

基幹相談支援センターと市町村協議会とは連携して取組を進めていく必要があると考えており，現在，基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めている地域においては，市町村協議会の事務局機能等も含めて検討がなされていると聞いているところ。

**【会 長】**

現在、鹿児島市の他に、自立支援協議会の事務局を担っている基幹相談支援センターはあるか。

**【事務局】**

委託により運営している薩摩川内市、肝属地区、曾於地区、奄美地区の基幹相談支援センターにおいては、協議会の事務局機能も併せて担っていると承知している。

**【委 員】**

肝属地区の基幹相談支援センターについては、計画相談支援が始まる前から地域における総合的な相談支援の拠点として運営している。また、自立支援協議会の事務局を担っており、年1回の全体会に加え、各部会を積極的に開催しているところ。

今後、地域生活支援拠点事業との連携等を強化した基幹相談支援センター及び自立支援協議会へのシフトチェンジが必要と考えており、平成31年度以降の見直しに向け、検討を進めていきたい。

**【会 長】**

その他意見がないようなので、県内アドバイザーについては配置型へ転換し、その選任については県相談支援ネットワーク会議に推薦をお願いするとともに、運営委員会についても事務局案を了承することとしたい。

イ 次期鹿児島県障害者計画の素案について

**【事務局】**

(資料3を説明)

**【委 員】**

来年度から始まる「就労定着支援」について、障害者就業・生活支援センターとの棲み分けについてはどうなっているか。障害者の方が戸惑うことがないようにする必要がある。

**【事務局】**

就労定着支援については、現在明らかになっている範囲では、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援といった福祉サービスを利用して一般就労に移行した方が対象となっている。サービス利用開始時期は、生活介護や自立訓練の事業者にも6か月間の定着支援の努力義務が課されることから、一般就労後6か月経過後となっており、利用期間は最大3年間というところで検討が進められているところ。

そのため、福祉サービス等を利用せずに一般就労された方や、就労定着支援の

サービス利用期間を経過した方等については、今までどおり障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることとなることが想定される。また、就労定着支援と障害者就業・生活支援センターによる支援は類似のサービスであることから、併給はできない方向で検討されていると聞いている。

今後、新サービスの詳細がわかり次第、関係機関や事業者等に情報提供を行ってまいりたい。

**【会 長】**

就労支援については、制度に必要以上にとられすぎず、障害のある方々の就労に繋がるような仕組みを柔軟に考えていく必要がある。

**【委 員】**

資料4の3ページ「生活環境」の主な取組の方向性として、「障害者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進」とあるが、県内の登録状況はどのようになっているか。

**【会 長】**

本日オブザーバーとして御参加頂いている、県居住支援協議会の事務局である県住宅政策室の方に御回答いただきたい。

**【オブザーバー】**

昨年10月25日に法律が施行されたところであるが、全国での登録戸数が157戸、うち県内では40戸となっており全国最多となっている。

所管する国土交通省においては、年間5万戸の登録を成果目標として掲げていることから、今後、全国で登録戸数が増えてくるものと考えており、県居住支援協議会としてもオーナーへの広報・PRに努めたい。

**【会 長】**

鹿児島が全国1位とのことだが、その要因をどう考えるか。

**【委 員】**

本県においては、10年ほど前から精神保健福祉士と司法書士とが連携し、障害者等の方々への居住支援として連帯保証関係の事業が行われており、全国の同様の団体とも連携しながら取組を進めてきたところ。そのような社会資源があったのも一因ではないか。

**【会 長】**

このような背景と、もちろん県のサポートもあってのことと思う。今後とも取組を継続して進めていただきたい。

**【会 長】**

情報アクセシビリティについて、視覚・聴覚障害者の方々にとってのアクセシ

ブルな情報システム，いわゆるデージーは，視覚・聴覚障害の方々だけではなく，発達障害の方々の学校教育の場面においても重要と考えるが，県内の教育機関における現状はどうか。

**【委員】**

特別支援学校においては，知的障害の生徒の割合が高くなっているが，各学校にIT端末が配備され，今後，活用支援を進めていく必要がある。盲学校，ろう学校における視覚・聴覚に障害のある生徒に対しては，以前から支援を行っている。高齢・障害・求職者雇用支援機構が機器の貸し出しも行っているので，今後そのような支援ツールも活用しながら取組を進めていきたい。

**【会長】**

障害者ITサポートセンターについては，現在どのように機能しているか。

**【事務局】**

障害者ITサポートセンターについては，県身体障害者福祉協会に委託して運営しており，障害者の方からの御相談に応じて，ボランティアの派遣等を行っているところ。

**【委員】**

資料4の1ページ，「地域移行の支援」として「グループホーム等を整備する社会福祉法人などへの助成」とある。鹿児島市においては，市営住宅をグループホームとすることができると聞いたが，県営住宅はグループホームとして利用することができるか。

**【オブザーバー】**

目的外使用としてではあるが，実績はあるように聞いている。

**【委員】**

来年度，人材の確保が困難なことから手話通訳者の派遣が難しくなってくると聞いたが，手話通訳者の養成の現状について教えていただきたい。

**【事務局】**

手話通訳者の養成については，県身体障害者福祉協会に委託しており，県視聴覚情報センターにおいて手話通訳者の養成を行っている。手話通訳者として派遣されるためには，養成講座を受講した上で，全国統一の試験に合格する必要があるが，この試験の合格者は県内で年数名程度となっている。手話通訳者の数としては，年々増えてきているところであるが，合格者が鹿児島市に集中していることや，合理的配慮の提供として手話通訳者の派遣依頼が増えていること等もあり，行事が集中する時期については，派遣をお断りせざるを得なくなる現状もある。今後とも，手話通訳者の養成に努めたい。

**【委員】**

障害者権利擁護センターとあるが、高齢の分野では、虐待防止だけではなく市民後見人の養成や身元保証等の居住安定支援等の業務まで同センターが担っている地域もある。この障害者権利擁護センターは、どのような機能を担っているか。

**【事務局】**

障害者権利擁護センターについては、県においては障害者虐待防止法に基づき設置しており、虐待等に関する相談に対して、24時間対応を行っている。市町村においても、各障害福祉部局において虐待防止センターを設置をしているところであり、県としては、市町村の同センターとも連携しながら対応を行っているところ。

**【委員】**

小規模の市町村では、虐待や差別に対してそれぞれ相談窓口を設置することが困難なことから、障害福祉部局に総合的な相談窓口を設けて対応している。成年後見等については高齢・障害の区分もないことから、今後、高齢分野等の権利擁護センターとの連携も進める必要がある。市民後見等の分野については、薩摩川内市や霧島市等においては取組が進んでいるところであり、先行自治体の取組も参考にして進めていく必要がある。

**【委員】**

鹿児島市の基幹相談支援センターにおいては、障害者差別に関しては専任の相談員を1名配置し、差別解消に関する相談に対応している。成年後見については、来年度以降に鹿児島市に後見センターを設置すべく、検討を進めているところ。

**【会長】**

行政における障害者への配慮として、選挙公報の点字版・音声板の作成や投票所のバリアフリー化等が記載されているが、知的障害、精神障害の方や認知症の方への配慮についても留意していただきたい。候補者の情報の伝え方等にも工夫が必要。例えば、顔写真入りやチェックを付けるだけでいいようにするなどの配慮は海外では既に行われているところでもあり、いろいろな方が参加しやすいように選挙のバリアフリー化を進める必要がある。そのような配慮についても計画の中に盛り込んではどうか。

**ウ 鹿児島県第5期障害福祉計画の素案について**

**【事務局】**

(資料6を説明)

**【委員】**

58ページに記載のある鹿児島圏域における見込量について、平成30年度か

ら始まる「居宅訪問型児童発達支援」がゼロになっているが、鹿児島市においては計画を見直すように聞いたが、この数値についても見直しを行うのか。また、市町村で見込量の算定のあり方にばらつきがあるように感じる。県として調整するのか。

**【事務局】**

市町村がそれぞれの「市町村障害福祉計画」で見込んだ量を取りまとめて掲載しているところ。数値については市町村に確認の上、最終的に確定したい。

**【会 長】**

市町村の計画と同時進行で進める難しさはあると思う。見込量があると、当然事業所がないといけないので事業所を指定しないといけないという話になるが、見込量がゼロというのはどうか。グループホームにおいても同様であるが、ニーズはあるにも関わらず実質的に制限されているのではないか。実際の利用者のニーズが見込量として数字できちんと上がってくることで、事業所が足りているかどうかが見えてくるところ。その上で、足りていない部分をどうするか、既存の資源でどう再資源化するか等を議論することが各地域の自立支援協議会の果たすべき役割である。計画については、その達成に向けて皆で取り組んでいくような計画にする必要がある。自立支援協議会が各計画の進捗率をチェックしていきながら、社会福祉法人やNPO等の事業者にも計画の達成に向けて取り組んでいただくように、引っ張っていかないといけない。

**【会 長】**

一般の幼稚園、保育園、認定こども園の中における障害のある子どもの受入れがなかなか進まないという課題に対して、保育所等支援が充実させていくことで見込量も上昇傾向となっている。一方で、放課後等デイサービスの見込量を見ると、平成27年度では2千人程度であった利用者数が平成32年では5千人と見込まれている。同じく児童発達支援の利用者も大幅に増加することが見込まれている。子どもは減少傾向にあるにも関わらず、こんなに増加させていいのかという思いはある。保育所、認定こども園、そして一般の放課後等児童健全育成事業、そして幼稚園の受入れを進めていく必要があるのではないか。障害児のための施策は児童福祉法において児童福祉全般の一部となっている趣旨を踏まえる必要があると思う。

**【委 員】**

放課後等デイサービスや児童発達支援の見込量が増加しているが、マンパワーを含め、本当に必要な支援量を確保できるのか懸念がある。また、発達障害を例に挙げると、障害特性が強い子どもに対しては療育支援が当然必要だが、診断閾値下の人まで含めるとだいたい今10%くらいといわれている中で、それを全て療育で支えていくことは困難である。保育所等訪問支援事業の充実や、保育園・幼稚園の保育士のスキルアップ等を進めることで地域の療育体制を整えていくという視点もないと厳しいのではないかと感じている。

## 【会 長】

地域で支える体制づくりとして、認知症サポーターについては現在広がりつつあるが、委員よりお話があった、幼稚園、保育園で受け入れていく体制を整えていくという考えと非常に近いと感じている。放課後等デイサービス等のニーズとして整理されていることについて、「ほかに解決策があるんじゃないか、地域で支えるような仕組みが作れるのではないか」というところこそ、地域の自立支援協議会で取り上げていただきたい。

## 【委 員】

実際に見込量を設定するのは市町村であるが、実際のニーズを見込みつつ、事業所へのアンケートや現在の地域の社会資源がどれだけあるのかも天秤にかけて、設定を行っている。現状の地域の事業者で支えることができる数値を超えてニーズが上がってきた場合、受入れが出来ないからといって見込量を下げているのかという問題もある。その部分については、計画を立てる上で地域の事業者とも協議の上、例えば共生型としての参入を検討している事業者もあったので、そのような意向を踏まえながら見込量を設定したところ。障害者の数は、今後、減っていく一方で、福祉サービスのニーズはおそらく増加していく。この増えていくニーズをどう地域で満たしていくのか、自立支援協議会等において取り組んでいく必要がある。

## 【委 員】

見込量を設定する際に、「ニーズはあるが、資源がないから見込量はゼロ」となってしまうのはいかがなものか。例えば、「行動援護の事業所がないから見込量はゼロ」とした場合、行動援護を利用したいと思っている御家族の方がその数値を見たときにどのように感じるか。ニーズと天秤にかけてという話もあるが、その整理をきちんとしていくことが必要。また、参考資料3に協議会担当者連絡会の資料があるが、この会議でも言われていたのが、計画の数値に対して協議会の取組がどう連動していくかが重要であるということ。地域で必要とされているサービスの見込量に対して、資源が不足していることは全ての関係者が認識している中で、それを協議会としてどう認識し、どうアクションしていくかというように、計画と協議会の取組が連動していかないといけない。

## 【委 員】

子どもの数は減少している一方で、特別支援教室や特別支援学校に通う児童が増加していることをどう評価するか。鹿屋市においても、特別支援学級のない学校はなくなっている。そのような状況の中で、支援の必要な子ども達に適切な支援をしていくのはあたり前の話だが、一方で、特別支援教室や特別支援学校でという話だけではなく、地域の保育園や地域の学校において、インクルーシブな学校運営を進めていく必要がある。そのための取組として、48ページに記載があるが、県においては「障害児等療育支援事業」を委託して実施している。この事業は、作業療法士や理学療法士、療育の専門家の方々等を、学校や幼稚園、保育園等に派遣して、教師や保育士に支援のあり方を学んでいただくことで、障害の

ある子どもを地域の保育園、幼稚園、学校で受け入れることができるような体制づくりを進めていくための事業である。予算的な制約があるのは承知しているが、現在県内9か所で実施しているこの事業をより拡大していくことで、地域の学校や幼稚園、保育園等で、普通に一般の子どもと同じように教育や保育を受けながら、勉強していけるような地域づくりを進めていく必要がある。それこそがノーマライゼーションに向けた第一歩であると思うので、この事業のような取組を強化していただければありがたい。

#### 【委員】

先ほど、認知症サポーター養成講座の話が少しあったが、実は5～6年前までは、住民の方に、例えば「施設から認知症の方が今度帰って来られます」という話をすると、「とんでもない話だ」という状況であった。それが、認知症サポーター養成講座などの住民の方々に普及啓発をする活動や、認知症の病気を理解していただくための活動を地道に行った結果、確実に住民の方の意識が変わってきていると実感している。その結果、地域会議等で、「今度、認知症の方が地域に帰って来られますよ」という話をしても、「じゃあ地域で支えようか」という基礎、土台が出来てきている。ただ、精神障害の方の地域移行に関しては、まだその基礎が出来ていないと感じている。地域の方が受け入れる基礎についてもであるし、行政や関係機関においても、まだ地域移行というところまで意識が向いていないように感じている。認知症サポーター養成講座については、大きな成功事例だと感じているが、国が掲げた養成講座だからこれだけ全国的に取組が広まったのも事実だと思う。障害者の地域移行に向けた同様の取組については、国が示さないまでも、県の方でこの地域の方々への理解が広まるような啓発活動に力を入れていかないと、なかなかこの地域移行は進んでいかないような気がしている。今回の計画の中にも、もう少し普及啓発についての活動みたいなものも具体的に記載して、市町村等へ助言等を進めていただきたい。認知症と同様、急に状況が改善するというわけではないが、その基礎を作るための種まきを進めていかないといけない時期なのではないか。

#### 【会長】

認知症の方への理解を広げる取組についても、20年程前に、大牟田市が力を入れて進めたことが、国が好事例として取り上げて全国的に取り組むようになった経緯がある。そういう意味では、やはり地方から全国に発信していくという姿勢も必要。認知症の方であっても障害者であっても、誰もが一緒に共生し、一緒に暮らしていくというのがあるべき姿だと思っている。認知症の方も精神障害の方もあたり前に地域にすることで、逆にあまりみんな気にしなくなるというか、一緒についでに支えていくような仕組みが大事であるように思う。身近なところで、「実はここだけの問題なんです。ここだけをみんなが支えればいいんです。」というところがわかってくると、そんなに難しい問題ではなくなってくるのではないか。そのためには、幼稚園・保育園から一緒にいることは大事なことで、「障害者」としてではなく、互いに名前を呼び合うような、一個人としての関係性を作れるかどうかということ。すぐにとはいかないだろうが、認知症が住民の方の

間での理解が広まったように、障害に対する理解が広まるような取組を、後は皆さんの協力と情熱で何とか形にしていけないかなと思うところ。

**【会 長】**

この計画が終期を迎える頃に、今のセクションにいる行政の方がどれだけいるかということは、個人的には疑問ではあるが、そこはきちんと引継がなされているとは思っている。その中で、我々民間のセクションとしても、素人ながら政策システムに携わらせていただく中で、行政の方と一緒に取組を進めていきたいと思っている。この県の自立支援協議会もだが、各地域の自立支援協議会を、民間・行政がパートナーシップを築くことで、あくまでも利用者の方、市民の方々のための協議会としていかないといけない。

**【委 員】**

24 ページに「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」というのがあるが、具体的な計画として何か考えていることがあるか。

**【事務局】**

来年度からは訪問型の療育支援も始まる場所であり、通所支援等において適切な支援ができるよう、取組を進めていきたいと考えている。

**【委 員】**

強度行動障害の方を多く受け入れていた施設で虐待事件が発生した事案は、まだ記憶に新しいところだが、強度行動障害の方の受入れは、大隅圏域においても非常に困難。「支援の場、日中活動の場もないし、家でも対応できない」ということで、入所施設で受入れを検討はしてみるものの、施設においても対応が困難ということで、結局入院に繋がってしまう状況がある。今、強度行動障害支援者養成研修も行われているところだが、この問題についても喫緊の課題だと感じている。「何か具体的な活動をしたいよね」みたいなことが自立支援協議会の中でも、イメージというかプランというか作っていかねばと思う。来年からというのはなかなか難しいことだとは思いますが、今後鹿児島県としてこのように進めていきたいというようなことを示していただけるとありがたい。

**【委 員】**

「強度行動障害のため、施設にも行けない、病院からも出されてしまっている」という状況もあると聞くと。また、成人の高次脳機能障害の方を受け入れる施設もないという状況もあり、高次脳機能障害者支援センターに相談すると「県外にこういうのがありますけど」と言われる現状もある。鹿児島でも、そのような障害について、専門で対応ができるようにしていけないといけない。

**【事務局】**

高次脳機能障害については、平成 27 年からゆすの里の方に 10 床、高次脳機能障害の方を受け入れて訓練する施設がオープンしている。また、「リハステーション

ョンゆす」においても、高次脳機能障害者への通所での訓練を始めているところ。

**【委員】**

「リハステーションゆす」は生活介護事業所のため、障害支援区分が3以上ないと利用できない。今、自立訓練にも取り組んでくれないかお願いしている。高次脳機能障害は、脳卒中により障害を抱える方も多く、高齢のデイサービスでは受入れができず行き場がなくなってしまう、重度訪問介護で長時間の対応を強いられているケースもある。施設においても支援ができない状況もあるため、高次脳機能障害への対応ができる人材を増やしていく必要がある。

**【会長】**

高次脳機能障害については、脳外傷の子ども、例えば小学校のときに鉄棒から落ちたことが原因で高次脳機能障害になったが、本人はおろか周囲の方も気づかないまま、大人になってから障害が明らかになる状態像の方もいると聞いたことがある。そういう方々の中には、施設への抵抗感が大きい方も少なくなく、受け入れる側の負担が課題となっているケースもある。あらゆる状態像の方がいる中で、その地域にある資源を踏まえ、やはり自立支援協議会の中で、無いサービスを作り出すといったことが必要。それは県において取り組むべきこともあれば、各地域エリアで市単独事業としてでもできることかもしれない。そのような積み上げを自立支援協議会の中で、地域のニーズも踏まえて進めていく必要がある。

**【会長】**

高次脳機能障害については、社会保障審議会でも取り上げられているところであり、難病も含め、制度の狭間でサービスを受けられてない方もいるというところを考えると、各事業所もできることを少しずつでも協力していく体制を取っていかないといけない。そのためにも、前回の協議会でも申し上げたが、例えば事業所の代表の方に、県や各地域の自立支援協議会の委員に入っていただくということも、御検討いただきたい。

**【事務局】**

鹿児島県相談支援ネットワーク会議の皆様におかれては、今後の運営委員会の開催やアドバイザー制度の実施等について、御協力をよろしくお願いしたい。

本日の議題の県障害者計画及び県障害福祉計画については、頂いた御意見や、今後実施するパブリックコメント等の結果を踏まえ、策定を進めてまいりたい。